

支払催促内容通知 第 [] 号

この度ご通知致しましたのは貴方が契約された訪問販売業者から支払催促の申立てが提出された事を報告致します。

管轄裁判所が請求の趣旨に対して審理し、正当性があると受理をした場合は定められた期日までに不服申し立てをすることができますがそのまま期日を経過いたしますと執行官立ち会いのもと未納料回収の目的として貴方の財産、又は給料の差し押さえができる事になってしまうので、ご不明な点などがございましたら早急に仲裁支援相談センターへ確認してください。

当該業者、申立ての詳細については担当職員が直接に受け賜りますが点検商法や押しつけ商法等についての相談もお受け致します。

〒132-0033 東京都江戸川区東小松川 3-3-1 2

仲裁支援相談センター

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祭日を除く)

〈相談窓口〉03-4431-3558